

## 令和元年 第4回 東彼杵町議会定例会会議録

令和元年第4回東彼杵町議会定例会は、令和元年12月9日日本町役場議場に招集された。

### 1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	橋村 孝彦 君	10番	森 敏則 君
11番	吉永 秀俊 君		

### 2 欠席議員は次のとおりである。

### 3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	加瀬川 哲文 君
副 町 長	三根 貞彦 君	建 設 課 長	楠本 信宏 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	構 浩光 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	工藤 政昭 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
会 計 管 理 者	森 隆志 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

### 4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記 辻	由美子 君
--------	---------	-------	-------

### 5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	議案第 71 号	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
日程第 2	議案第 72 号	東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 3	議案第 73 号	特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 4	議案第 74 号	職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第 75 号	東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 76 号	東彼杵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 77 号	東彼杵町下水道財政調整基金条例の制定について
日程第 8	議案第 78 号	令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第4号）
日程第 9	議案第 79 号	令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 10	議案第 80 号	令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 11	議案第 81 号	町営バス3号車購入について

日程第 12 報告第 16 号 専決処分に関する報告について  
(千綿宿地区汚水枝線管渠築造工事 (その 11) 請負契約の変更に伴う請負金額の変更について)

6 散 会

## 開 会（午前 9 時 28 分）

### ○議長（吉永秀俊君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

### 日程第 1 議案第 71 号 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

### ○議長（吉永秀俊君）

日程第 1、議案第 71 号職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

### ○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。議案第 71 号についてご説明をいたします。

提案の理由は、令和 2 年 4 月 1 日に会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、必要な条例を整備するために本案を提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長に説明をさせます。慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

### ○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

### ○総務課長（松山昭君）

議案第 71 号を補足説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和 2 年 4 月 1 日から施行されます。この改正によりまして、臨時非常勤職員の取り扱いが変わります。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を 9 月議会で可決いただきましたが、それまで臨時職員等の雇用が、自治体でまちまちであったものを、国統一的に会計年度任用職員制度として創設されるもので、それに伴い、既存の関連条例についても一部改正の必要が生じたため、本案を提出するものでございます。

議案につきましては、複数の関連する条例を一括して上程しています。ここからは新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表の 1 ページ、職員の給与等に関する条例の一部改正でございます。この条例の第 26 条に、それまで臨時又は非常勤職員の給与等としていたものを会計年度任用職員等の給与と改めるものでございます。

新旧対照表 2 ページをお開きください。これは、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。改正分は第 2 条になりますが、これまで非常勤特別職としていた職、例えば、ALT、外国語指導助手や地域おこし協力隊、国民健康保険税徴収嘱託員は、労働性が高いものとして会計年度任用職員に移行するほか、法律上、特別職の範囲について、本来、国が想定しております専門的な知識、経験等に基づき、助言、調整を行うものということで、有識者等に厳格化されることになりまして、会計年度任用職員にはずれるもの、又は私人等に移行する

もの等が出てきてまいっております。この関係で非常勤特別職の範囲の厳格化により、今回の一部改正をお願いするものでございます。

見ていただくと、例えば、交通安全指導員、区長等の法律に定めのない職、これにつきましても川棚町や波佐見町で区長との指定例がないと同様、県内でもいくつか自治会長や嘱託員という職名で報酬が支払われていたりいたします。こういった地方自治体でまちまちでありますことから、国の通知として区長や嘱託員、自治会長等は、非常勤特別職から除外されるということになったものでございます。

実際に、新旧対照表で見ていただきますと、2 ページ目の一番下、予防委員、3 ページ目の森林監守員、区長、交通安全指導員、それぞれ新では削除ということで見ていただきまして、4 ページ目、用地交渉委員、地域農政総合推進委員会委員、農業構造改善事業推進員、土地評価委員、換地委員。5 ページ、農業後継者対策委員会委員、歴史民族資料収集委員、総合計画審議会委員、外国語指導助手、広域農道建設促進協議会委員、東彼杵町振興懇話会委員、国民健康保険税等徴収嘱託員。6 ページにいきまして、地域おこし協力隊員ということでございまして、労働制の高いものとか、私人に移るもの以外、これまで既に委員としての存在がないような職名にしても、今回整理させていただいたということでございます。非常勤特別職については以上でございます。

新旧対照表 7 ページにつきましては、東彼杵町職員の分限及び効果に関する条例の改正であります。会計年度任用職員の休職に係る取り扱いについて、一般職員が 3 年以内ということになっていますが、会計年度任用職員は 1 年以内の任命権者が定める範囲としたものでございます。

新旧対照表の 8 ページ、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の改正でございます。会計年度任用職員についてのパートタイム職員については、給与ではなくて報酬の額となっておりますので、減額の規定について括弧書きで挿入されたものでございます。

新旧対照表の 9 ページ、職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。一般職について育児休業している職員の期末手当の支給や、復職した場合の昇給等について調整等がありますが、会計年度任用職員は除くと規定されたものです。

新旧対照表 10 ページ、職員の勤務時間、休暇等に関する条例であります。これにつきましても、従前、非常勤職員ということで明示していたものを会計年度任用職員として、別に任命権者が定めるとしたものでございます。

新旧対照表 11 ページ、東彼杵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正でございますが、一般職と、その人事行政の運営の状況に関して報告しなければならない義務がございますが、この中に会計年度任用職員のフルタイムについては、同じく報告しなければならないというふうに規定されたものでございます。

12 ページ、東彼杵町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正であります。企業会計で任用される会計年度任用職員については、東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を準用すると謳ったものでございます。以上、会計年度任用職員の制度に関連して 8 つの条例を改正するものであります。施行日は、全て令和 2 年 4 月 1 日でございます。以上説明を終わります。

#### ○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

今、説明を受けた中で、いろいろ予防委員とか、区長さんとか交通安全指導員さんたちが2ページ、3ページで削除されてきましたよね。ということは、今まで準特別職であったものが無くなった、私人になったということになります。そうなれば、4月1日以降、例えば選挙があったとします、誰かの後援会長とか、選挙との時に。こういう方は今まで自粛をしておられました。ということは、これからは、選挙運動に関わっても良いという解釈でよろしいのかどうか。その辺をちょっと教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

特別職員から外れたということは、それが適用外になるとういうことです。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第2 議案第72号 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第73号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第74号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第2、議案第72号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第3、議案第73号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第74号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、以上3議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第72号についてご説明いたします。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が国会で成立したため、本町議会議員の報酬においてもこれに準じ改定するため本案を提出するものでございます。

次に、議案第73号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これも同じく特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が国会で成立したため、本町特別職の給与においてもこれに準じ改定するため本案を提出するものであります。

議案第74号につきましても、同じく令和元年人事院勧告に基づき一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会で成立したため、本町においてもこれに準じ職員給与について改定を行うため本案を提出するものでございます。以上3件につきまして、慎重にご審議の上、適正なる

ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上であります。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

議案第 72 号を補足説明いたします。

国において特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が成立し、本町においても原則として国に準ずる取り扱いとすることから、本条例の一部改正をお願いすることになりました。内容は、期末手当の支給月を 0.05 月引き上げるものでございます。

新旧対照表 1 ページをお開きいただきたいと思います。第 1 条の改正につきましては、改正後の第 6 条第 2 項の 2 行目にあります 6 月に支給する場合には 100 分の 167.5、12 月に支給する場合には 100 分の 172.5 として、全体の月数を 0.05 月上乗せして 3.35 月から 3.4 月とするものでございます。

第 2 条、2 ページの改正につきましては、次年度のことでございます。同じく 2 行目から改正し、令和 2 年度の期末手当を 6 月、12 月とも 100 分の 170 として全体月数を 0.05 月上乗せした 3.4 月とするものでございます。よって、この第 1 条についての施行期日は、附則第 1 条により公布の日から施行して、平成 31 年 4 月 1 日から適用。第 2 条の施行日は、附則第 1 条但し書により令和 2 年 4 月 1 日より施行するとするものでございます。議案第 72 号については以上です。

次に、議案第 73 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、町長、副町長、教育長の期末手当の支給月を先ほどの議員さんと同じく、0.05 引き上げて 3.4 月とするものでございます。改正内容についても先ほどの 72 号と同じでございますので説明を省略いたします。

議案第 74 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。人事院勧告に基づきまして、民間給与が国家公務員給与の平均 387 円、0.09%上回っていたため月齢給を引き上げるものでございます。特別給についても 0.05 月の引き上げを内容とする勧告が出されました。これに準じ、今回、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

これにつきましても新旧対照表を見ていただきたいと思います。まず 1 ページの第 20 条、期末手当につきましては、人事院勧告とは関連はなく 9 月議会で上程した成年被後見人制度の措置の見直しにおいて改正漏れがございまして、ここの 2 行目、若しくは失職しを削除させていただいて、よろしく申し上げます。

続きまして、人事院勧告に伴うものでございます。第 21 条、勤勉手当の額について、第 21 条第 2 項、6 月に支給する場合には、1 ページの下、100 分の 92.5、次の 2 ページに移りまして、12 月に支給する場合には 100 分の 97.5 として、12 月分を 0.05 月上乗せして年間 1.9 月とされております。

新旧対照表の 2 ページから 8 ページにつきましては、別表第 1 の給与表の改正でございます。先ほど言いました民間企業との格差 0.09%を埋めるためございまして、初任給及び若年層 30 代半ば以前の若い人たちの給料が引き上げられまして、高卒の初任給で 2000 円、大卒の初任給で 1500 円引き上げられ、30 代半ばまでの段階的に在職する職員について号給の調節が行われます。

続きまして 9 ページ、第 2 条の改正のものでございます。同じく今回の勧告によりまして住居手当の改正も行われております。原則、国に準ずるということで改正いたすものでございまして、改

正内容については、住居手当の支給対象となり、家賃の下限 1 万 2000 円の家賃からということでありましたけれど、1 万 6000 円に引き上げられて、4000 円引き上げられております。また、住居手当の上限、最高が 2 万 7000 円まででしたが、2 万 8000 円となっております。

この改正によって、都市部の高い家賃の場合は、1000 円等上がることとなりますけれど、家賃が 5 万 9000 円以下の場合は、逆に今の手当よりも最大で 4000 円減額となります。そういったことから、改正附則第 3 条において、施行期日前に既に住居手当を受けている職員の手当については、施行日から 3 年間、従前の例によって経過措置が設けられておりますので、現行の支給をすることとしております。

10 ページについては、第 21 条第 2 項ということで、令和 2 年度からの手当額の支給につきまして、勤勉手当の支給額について 6 月、12 月をそれぞれ 0.95 月にして、全体を 1.9 とするものでございます。

なお、第 2 条及び附則第 3 条の施行期日は、附則第 1 条但し書により令和 2 年 4 月 1 日より施行され、その他については、平成 31 年 4 月 1 日から適用するということでございます。以上説明を終わります。

**○議長（吉永秀俊君）**

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてから質疑をください。4 番議員、浪瀬真吾君。

**○4 番（浪瀬真吾君）**

議案第 74 号の件でお尋ねをいたしたいと思っております。給与等を一部改正するわけですが、現在、町の職員の方も退職されたり、あるいはまた新規採用されたりしておりますが、この中で、今どういった状況、級と号をしたところの、例えば 2 級の何号では何名ぐらいの職員と把握をされていると思っておりますが、その級と号で何名ずつおられるのか。また、今回の改正によって全体としてどれぐらい職員の給与がアップするのか確認したいと思っております。

**○議長（吉永秀俊君）**

町長。

**○町長（岡田伊一郎君）**

総務課長。

**○議長（吉永秀俊君）**

町長に代わり総務課長。

**○総務課長（松山昭君）**

東彼杵町職員の号級の職員数ですが、1 級 10 名、2 級 14 名、3 級 11 名、4 級 31 名、5 級 4 名、6 級 12 名。すみません、これは平成 30 年 4 月 1 日の資料を言ってしまいましたので、7 級 1 名。すみません、ちょっと古い資料を持ち合わせて、最新の方を持ってくれば良かったんですけど、今のが平成 30 年 4 月 1 日でございます。若干、昇給が今年 4 月 1 日にあっているかと思っております。

号給について、何号というのは、職員がそれぞれの年齢のところにありますので、説明は、全てを言うことはできないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それと、今回の改定の影響ということでよろしかったでしょうか。期末手当については 150 万円程、職員の分が期末手当で影響がございます。

職員の給料のベースアップについては、月額 4 万 6100 円。全体で、1000 円とか上がっていますから、若い人たちも合わせると 4 万 6100 円が昇給となっております、4 月に遡って上がったということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑ありますか。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

前の町長の時は 50% 給与カットであって、7 級が今 2 名おられると言われましたね。ということは、前は、課長と前町長の給与が逆転現象していたという話を聞きました。今回は町長は 20%、副町長も 20%、教育長も 20%。では、7 級貰っている方と、町長と 3 役の方の給与逆転があったのかどうか。結論だけで結構ですので教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私のはありませんが、副町長がちょっと職員が少し上にいく時があります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

間違えました。給与は高いのですが、管理職手当を入れて全体でオーバーするということです。

○議長（吉永秀俊君）

他にはございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようでしたら、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 72 号、議案第 73 号、議案第 74 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 72 号、議案第 73 号、議案第 74 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

議案第 72 号についてです。今、本町では財政が厳しい状況の中、議員が率先して増えるというのは、私は個人的にどうかなと思っております。反対です。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

わかりました。今、1 番議員から議案第 72 号に対する反対の意見がありましたけれども、賛成の方の討論はありませんか。10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

賛成討論を行います。これはそれぞれ統一しようということでございますので、是非、理解をす

るように。今、反対討論をしたけれども、起立の時は立って良いのですから。是非、そういったこともあると思いますので、私は賛成討論をさせていただきます。賛成討論になるかどうかわかりませんが、今のような理由です。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 9 時 52 分）

再 開（午前 9 時 52 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を進めます。

他に討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 72 号を採決します。

この採決は起立によって採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 72 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 73 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 73 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 74 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 74 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 75 号 東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 76 号 東彼杵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 77 号 東彼杵町下水道財政調整基金条例の制定について

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 5、議案第 75 号東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例、日程第 6、議案第 76 号東彼杵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 7、議案第 77 号東彼杵町下水道財政調整基金条例の制定について、以上 3 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 75 号について提案の理由を申し述べます。

学校教育法の一部を改正する法律による専門職大学の創設等に伴い、一部改正された水道法施行令と同様の改正を行うため本案を提出するものでございます。

議案第 76 号につきましては、令和 2 年 4 月から東彼杵町公共下水道事業を地方公営企業法第 2 条第 3 項に基づき、法の規定の全部を適用する。また、令和 2 年 4 月から上水道事業経営の健全化を目的とした料金改定を行いたいので、合わせて本案を提出するものでございます。なお、関係条例の改定及び廃止を附則にて行うものでございます。

次に議案第 77 号でございます。令和 2 年 4 月から東彼杵町公共下水道事業を地方公営企業法第 2 条第 3 項に基づき、法の規定の全部を適用するため、これに伴い下水道財政調整基金を設置できるように法第 4 条に基づき本案を提出するものでございます。いずれも、詳細につきましては水道課長に説明させます。慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

議案第 75 号東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について説明を加えます。

本案は、学校教育法の改正によりまして、本年 4 月から専門職大学が創設されたことに伴い、水道事業におけます布設工事監督者と水道技術管理者の資格基準を定めた規定の整備を行うものです。新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、第 3 条におきまして、第 3 号としまして短期大学及び専門職大学の前期課程終了者についての資格を追加をしております。併せて 4 号におきまして高等学校等の資格基準についても追加をしております。

専門職大学におきましては、前期課程修了者が、短期大学卒業と同等という資格になります。そして、専門職大学の全過程を修了した場合、大学卒業と同等の資格を有する者ですので、以上の 3 号、4 号の資格基準を追加いたしました。

また、7 号におきましては、技術士試験の試験科目から水道環境が廃止されております。このことから字句の削除を行いました。また、9 号におきましては、水道事業の管理者につきまして、公営企業としての呼称であります水道事業の管理者の権限を行う町長に改めました。

続きまして、第3条2項につきまして、先ほどの資格基準の追加に併せまして経験年数の基準につきましても、各資格ごとに追加をした改正となっております。

続きまして第4条ですけれども、1号では公営企業化に伴いまして呼称の変更です。簡易水道以外の水道となっておりますが、これを水道と改める字句の削除です。そして、監督者につきましては、施行に関する技術上の監督業務を行うと字句修正を行っております。2号、4号、5号並びに2項まで、これが第3条におきまして改正をいたしました資格基準の追加に合わせた改正を行っております。

そして、本案につきましては、附則におきまして令和2年4月1日からの施行としております。また、経過措置といたしまして、技術士法、先ほどご説明をいたしました、これまで水道環境という科目で技術士資格を有している方の資格を、今後、上下水道部門という新たな技術士法の試験科目に合格したものと同等として見なすための経過措置を記載をしております。

続きまして、議案第76号東彼杵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明を加えます。

本案は、東彼杵町公共下水道事業について地方公営企業法を令和2年4月から適用するため、関係条例の改正を行うものです。また、令和2年4月から上水道料金の改定を行うための改正についても併せて行っております。

新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の1ページ目です。東彼杵町水道事業の設置等に関する条例という表題につきまして、及び下水道事業の字句を挿入しております。

また、第1条第2項におきまして、その下水道事業の設置目的を、そして、第1条の2において、地方公営企業法の規定を全部適用することを明記しております。

第2条におきまして、同様の下水道事業の追加に伴いまして字句挿入と、第3項におきまして、下水道事業の排水区域を蔵本郷、彼杵宿郷、三根郷、八反田郷、千綿宿郷、以上の地区の一部とするなど事業規模を明記しております。以降、本条例に下水道事業を加えたことによります字句修正を行いました。

本案につきましては、関連する条例の改正及び廃止について附則により行っておりますので、引き続き新旧対照表の続きをご覧くださいと思います。

まず4ページ、東彼杵町課設置条例については、公共下水道事業が公営企業に移行することから、町長部局におけます水道課の事務分掌は、農業集落及び漁業集落排水事業に限定されることを明記いたしました。

次に5ページ、東彼杵町職員定数条例ですが、下水道事業職員定数4名を町長部局から公営企業に異動することを明記いたしました。

6ページをご覧ください。東彼杵町債権管理条例ですが、第3条、第6条については字句修正を行い、第7条において下水道事業の字句挿入を行っております。

7ページ、東彼杵町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についても、同様に下水道事業の字句挿入を行っております。

8ページをご覧ください。議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例については、第3条における利用、廃止について、議会の同意を要する施設として下水道事業施設を2号として追加をいたしました。

9 ページ、東彼杵町税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例は、下水道事業の字句挿入と併せまして、管理者の読替の呼称であります、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長。以下「管理者」という。に字句の修正を行っております。

10 ページをご覧ください。東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例ですが、公営企業としてこれまで規則で定めていたものを、管理者がその権限に基づき定めるという部分につきましては、管理者が定めると改めました。また、町長と管理者の権限を行う町長の読替について改正を行っております。

第 26 条につきましては、これまでの改正で生じておりました条ずれで、第 16 条第 3 項第 3 号を、第 2 項第 3 号に字句修正する改正としております。

申し訳ございません、冒頭にお詫びを申し上げなければならなかったんですけども、今ご説明いたしました 17 ページの第 26 条の新旧対照表につきまして一部誤りがございました。本日、正誤表をお配りさせていただいております。お詫びが遅くなって申し訳ございません。

当初お配りしておりました新旧対照表は、字句を削除する表現になっておりましたけれども、改めまして、第 16 条第 2 項第 3 号の規定による申告書ということで修正をする形でのものが正しい新旧対照表になりますのでよろしくお願ひします。それに基づきまして先ほどご説明しましたように、条ずれの訂正を第 16 条第 3 項第 3 号を、第 2 項第 3 号に字句修正する改正としております。

続きまして 18 ページです。東彼杵町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例につきましても、管理者の権限に基づき規則で定めていたものを管理者が定めると改め、町長と管理者の権限を行う町長の読替について改正をしております。

20 ページの東彼杵町公共下水道事業負担金徴収条例についても、同じく町長と管理者の権限を行う町長の読替についての改正としております。

22 ページをご覧ください。東彼杵町水道事業給水条例です。第 2 条、第 5 条及び第 36 条の第 2 項の表中、これらにつきましては、これまでご説明をいたしました内容と同様に下水道事業の字句挿入と、町長と管理者の権限を行う町長の読替について改正をしております。

第 28 条につきましては、今年 3 月の第 1 回定例会の全員協議会においてご説明をさせていただきました水道料金の改定についてでございます。平成 29 年度より公営企業化をいたしました上水道事業ですが、安定供給と財政状況の健全化を目指す水道事業におきまして、平成 14 年以来据え置かれております水道料金が、現状の経営状況に見合っていないことをご説明させていただきました。

今回の改正によりまして、改定率約 20%の値上げを行いたいと思っております。第 28 条 1 項表中ですが、水道使用料について、基本料金は各地区とも 1630 円を 1950 円に、超過料金は 163 円を 195 円と改正しております。

次に 25 ページをご覧ください。東彼杵町水道事業剰余金の処分等に関する条例ですが、これも下水道事業の字句挿入等を改正をしております。

26 ページにつきましては、東彼杵町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例ですが、表題において、上下を挿入して上下水道事業と改め、第 1 条以降、水道事業に下水道事業を加える内容の改正としております。

27 ページですが、東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例です。これまでの改正におきまして、対象項目が無くなっておりました字句の削除として、加入金を削除しております。

また、第 8 条及び第 16 条、並びに第 19 条につきましても条ずれ等によりまして、第 1 項の字句を削除しております。

そして、本案につきましても令和 2 年 4 月 1 日の施行とさせていただきます。以上、議案第 75 号、76 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 77 号東彼杵町下水道財政調整基金条例の制定について説明を加えます。

本案は、議案第 76 号で上程いたしました公共下水道事業の地方公営企業法適用に伴いまして、公営企業で管理する下水道事業の剰余金が生じた場合に、財政調整基金として管理できるようにするための条例を整備するものであります。基金条例の構成は、水道財政調整基金と同じ内容とさせていただきます。第 2 条におきまして、積立額は前年度剰余金の範囲内において予算で定めることとしております。第 3 条におきまして、管理は金融機関又は証券化しての管理運営としております。第 4 条におきましては、基金の処分についての条件を明示いたしました。

なお、附則におきまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日からの施行としております。

また、この条例の施行前に蓄積された基金がある場合は、本条例により積み立てたものと見なすとしております。以上、議案第 77 号の説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

議案第 76 号の新旧対照表 8 ページ、ここで、末尾の方に出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならないとあります。新旧全く同じなんですけれど、ちょっとこれは気付かなかったんですけれど、これは多数決の原理よりちょっと厳しくなっている。うちで言えば 6.6 になるのかなと思うんですけれど、その根拠たるものは何でしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

申し訳ありません、今確認できる資料を持ち合わせておりませんので。

申し訳ございません、ここに記載してありますように、地方自治法第 244 条の 2 第 2 項の規定による規定としております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

その根拠がわからないんですよ。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この第244条の2というのは、重要な議案の時に法律で定めてあります、公の施設の管理及びそれに設置する。これは法律で決まっているものですから、3分の2の議決がいるということでございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

議案第77号、財政調整基金条例の制定ですけれども、当然のことだと思いますが、余剰金が出た場合の話なんですけれど、当然予想されるのは一般会計からの繰入金をもって黒字をなすということは結果として当然想定されます。そうした場合に、独立した基金を設けるということであれば、本来の企業会計でいけばマイナスなんですよ、そういう結果になるわけですよ。そうしますと、我々の概念からいけば、一般会計から繰り入れたということであれば、普通は借金と、借入金と見なすべきと私は思うんですよ。ということは、これがこのままいくということは、末永く一般会計に影響するという結果になりますよね。ですから、そこら辺の返済といいますか、戻すというのは全くないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おっしゃるとおり、本来なら、一般会計からきて余ったお金を戻すのが普通だと思うんですけれど、今回、ここの会計を、まず体制を整えるために、すぐには独立採算というのは難しいものですから、ここにストックして、その後この中で運用できるのがあれば一般会計からお金を投入するのを減らしていく、それを考えてはおられると思うんです。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

議案第75号の件ですけれど、水道事業布設工事の管理者あるいは水道技術管理者ということで、本町には、職員の異動等もあっておりますが、この中でこういった有資格者、業者の方も本町の中には何社かありますけれども、そういった中で何名ぐらいこの資格を持っておられるのか。いつもの管理体制を説明いただければと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

現在のところ、本条例におきまして布設監督者につきましては経験年数を、水道法の条項とそれに加えまして東彼杵町の独自の項目といたしまして経験年数を3年以上の経験を有する職員が、こ

の水道布設監督者の資格を有するというにしております。現在のところ、水道の上水道施設系の職員は係長1名と職員2名がありますが、全てが有資格者ということで現場監督の対応にあたっております。

また、水道技術管理者でございますけれど、これにつきましては、水道協会の講習の受講者といったしまして、現在、上水道施設系には係長とあと1名、2名がいる状態で運営をしております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

ということは、業者の方は、そういった有資格は持っておられないということと、あと、私が知っている範囲内では、他の部署にも、前水道課の方にいて別の部署に移った方もおられるようですが、町全体として、そういった有資格者は何名ぐらいおられるか把握しておられますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

まず業者の方なんですけれど、本資格につきましては、町の水道事業を実施する中で、町が発注します工事の監督を行う資格といたしましての施工監督者になりますので、これは町の職員の中での資格ということで捉えていただければよろしいかと思えます。

また、技術管理者につきましても、上水道事業を運営するにあたりまして一事業に対して1名、必ず置かなければならないという条件の、水道法の資格でございますので、外部の業者さんとは直接関係のない資格となります。

あと、現在の水道課以外の部署の有資格者につきましては、先ほど申しましたように経験年数で資格を有するということになりまして、これまでの水道課の経験の中で、実際いろんな講習等を受けて資格を有している職員もおります。すみません、人数につきましては現在確認しておりませんので、改めてご報告させていただきたいと思えます。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時24分）

再開（午前10時25分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を続けます。他にありませんか。10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

議案第 75 号東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてなんですが、第 3 条、新旧対照表 1 ページ (4) のところに旧中等学校令による中等学校卒の人は、経験が 7 年。何となく旧中等学校というのはわかるんですが、その上の (3)、旧専門学校令による専門学校というのがちょっとわからないんです。この人たちは 5 年の経験が要るということなんですが、この旧専門学校、旧中等学校、それなりのお年もとっていらっしゃる方かなと推察するんですね。そこからまた資格を取ってという話になってくると、どうなんですか、これはやはり必要なんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

この 3 号と 4 号につきましては、これまでの東彼杵町の簡易水道事業時代の工事監督者の配置基準等のこの条例の中で、水道法がこれまで改正されてきた中で、先ほど申しました東彼杵町の水道事業における経験年数というのが、東彼杵町の中では独自の資格基準として設けてあったわけです。

すみません、修正をさせていただいてよろしいですか。独自の資格基準といたしまして、東彼杵町の水道事業において 3 年以上と申しましたけれども、申し訳ございません、2 年 6 か月以上の誤りでした、訂正をさせていただきます。

2 年 6 か月以上という経験年数があるものですから、東彼杵町の中では以前から水道法の改正ということで、この 3 号と 4 号に関しまして、既に以前から改正されていたわけですが、独自の経験年数の号数があったものですから、東彼杵町のこの条例の中では水道法が改正されても改正せずに、そのままずっときているのがありまして、それで、今回水道法の基準に、単純に合わせないと今後条例改正していくのに、私たちもわかりづらいものですから、その中で改正をさせていただいた内容になっております。これからこの年代の方たちが資格を取っていかれるということではなくて、これまでの水道法の規定の中で、この方たちも同様、高等学校卒業若しくは短期大学卒業と同等の資格を、以前の方たちも有するんですよというところを示すための条文となっております。これから取られるということではございません。

水道法の条文に単純に合わせただけという形になりますので、かなり年配の方たちの資格ということになります。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

今の説明で何とかわかりました。

資格を有する人がこういう人もいますよということを明らかにしたいから、これを残しているという理解で良いんですね。了解です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

水道料金について、今回20%ほど上がっていますが、議案第76号です。

今回20%ぐらい水道料金が上がっていますが、何年に一回見直しされているんですか。20%急に上がったものですから、そこをお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは何年に一回ではなく、水道事業の経営の状態を勘案して、前回の議会から説明をしまして、地区の方にも説明をしまして、順を追ってきて、今回20%の値上げになっているということです。ですから、何年ごとに上げるということではなく、今回、しばらく上げていなかったものですから、今度議案を上程させてもらいました。その前にずっと地域住民の方には説明をしておりましたので、今回の議案になっております。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

他にございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第75号、議案第76号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第75号、議案第76号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第75号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第75号東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第76号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 76 号東彼杵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております議案第 77 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 8 議案第 78 号 令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（吉永秀俊君）

日程第 8、議案第 78 号令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは議案第 78 号について提案理由の説明をいたします。

今回の補正予算の主なものは、歳出において、総務費にふるさと納税経費、ふるさと創生事業基金積立金、持家奨励補助金、戸籍総合システムクラウド移行業務委託料など 1 億 3962 万 5000 円。民生費に障害児通所給付費、老人保護措置費委託料など 1905 万 8000 円。土木費の道路改良工事、舗装補修工事など 871 万 2000 円。災害復旧費に 8 月豪雨による災害復旧経費など 1730 万円を計上いたしております。また、人事院勧告に伴う職員給与改定等の所要額も併せて計上いたしております。

歳入につきましては、特定財源として災害復旧費分担金 171 万円、国庫支出金 891 万 4000 円、県支出金 1436 万 6000 円、ふるさと応援寄附金 1 億 2000 万円、ふるさと創生基金繰入金 1370 万円、町債 510 万円などを計上しております。一般財源として地方交付税 2697 万 7000 円を追加計上させていただいております。詳細につきましては、税財政課長に説明をさせます。慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして議案第 78 号についてご説明いたします。

資料の 19 ページをお開きください。3 歳出からご説明いたします。1 款 1 項 1 目議会費 3 節職員手当等 16 万 8000 円、4 節共済費 5 万円は、人事院勧告に基づく期末手当改定に伴う追加となっております。

なお、以後、歳出予算中、2 節給与、3 節職員手当等、4 節共済費のほとんどが、人事院勧告に基づく給与の改正や人事異動に伴う補正等となっておりますので説明を省略させていただきます。

20 ページをお願いします。2 款 1 項 3 目財産管理費は、ふるさと納税収入額が大きく増える見込みで経費が不足するため、8 節報償費は謝礼品代として 3600 万円、12 節役務費は、ふるさと納税の送料及び決済手数料として 1258 万 5000 円、13 節委託料は、ふるさと納税事務の委託料として 1200 万円、14 節使用料及び賃借料は、ふるさと納税サイト利用料として 709 万円をそれぞれ追加しております。

21 ページ、5 目財産管理費 15 節工事請負費は、旧音琴小グラウンドにあります遊具が老朽化しているため撤去費用として 76 万 1000 円、17 節公有財産購入費は、旧大楠小敷地内に一部個人所有の土地があるため購入する費用として 38 万 2000 円、25 節積立金は、ふるさと納税収入見込みから経費を差し引いた金額をふるさと創生事業基金積立として 4883 万 7000 円を追加しております。

その下、10 目地域づくり推進事業費 19 節負担金補助及び交付金は、持家奨励補助金 1230 万円を建築確認申請や相談により見込み 12 件分を追加しました。

22 ページをお願いします。2 款 2 項 1 目税務総務費 23 節償還金利子及び割引料は、申告による高額還付が発生したため予算不足となり法人町民税等過年度還付金を 20 万円追加しております。

23 ページ、2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 13 節委託料は、来年 7 月に戸籍システムを更新する必要があり、併せてクラウド化を行います。スケジュール的に 3 月から改修にあたる必要があり、戸籍総合システムクラウド移行業務委託料 951 万 5000 円を計上いたしました。

なお、ページが戻りますが 4 ページをお願いします。第 2 表繰越明許費補正ですが、システム完成が 7 月となり翌年度に繰り越すこととなりますので、同額計上しております。

また、5 ページになります。第 3 表債務負担行為補正ですが、戸籍システムはハードのリースを行います。リース料自体は来年 7 月から発生いたしますが、システム改修と併せ設定を行っていくため、次年度からのリース料をこちらに計上しております。

それでは、次は、26 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 28 節繰出金は、介護保険事業計画策定等の財源として介護保険事業特別会計に繰り出すため 109 万 7000 円追加。2 目老人福祉費 13 節委託料は、施設入所者の増加で老人保護措置費の不足が見込まれるため 415 万 9000 円追加。3 目障害福祉費 20 節扶助費の障害者医療給付費は、手術による高額請求により予算不足となったため 80 万円、障害児通所給付費は、通所サービスの新規利用者が増加しており見込額から 1270 万円を追加しております。

27 ページ、3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 13 節委託料は、学童保育利用者の実績見込みにより児童健全育成事業委託料が不足するため 33 万 2000 円、20 節扶助費は、子ども福祉医療費を申請見込みにより 70 万円追加しています。その下、2 目児童運営費 19 節負担金補助及び交付金は、認定こども園等における一時預かり及び延長保育事業が実績見込みにより予算不足となるため計 180 万 6000 円を追加しております。

29 ページをお願いします。6 款 1 項 3 目農業振興費 9 節旅費 60 万円と、13 節委託料のうち 140 万円の減額は、当初、長崎県茶業協会ブランド化助成事業として県補助を受け事業を行うようにしていましたが、県との調整が折り合わず事業を取りやめ減額いたしました。しかしながら、PR 事業としては町単独でも行いたく、13 節委託料の日本一のそぎ茶プレミアム戦略事業委託料に同額を追加しております。19 節負担金補助及び交付金の県茶業協会負担金は、協会が解散予定のため強い農業・担い手活動縮小により 84 万 7000 円の減額。強い農業・担い手づくり総合支援交付金は、台風 17 号の被害にあった農業施設に復旧助成を行うため 132 万円を計上しております。

30 ページをお願いします。6 款 2 項 2 目林業振興費 19 節負担金補助及び交付金は、郡森林組合が高性能林業機械プロセッサを導入することにしております。導入費用 2000 万円のうち 800 万円を県補助、残り 1200 万円の半額 600 万円を東彼 3 町で補助するよう計画しており、林業振興事業補助金として 600 万円の 3 分の 1、200 万円を計上しております。

31 ページ、7 款 1 項 2 目商工振興費 22 節補償補填及び賠償金は、資金融資弁済保証料の支払見込額より予算が不足することから 30 万円追加しております。

飛びまして 33 ページをお願いします。8 款 2 項 2 目道路橋梁維持・新設改良費 15 節工事請負費は、追加計画の路肩改良工事費用と、今年度は豪雨台風等の緊急対応に予算を多く執行しており、追加の舗装補修工事費用として計 600 万円、16 節原材料費は、3 つの地区から舗装用の生コン等支給の要望があっており 162 万 2000 円追加計上しました。

34 ページ、8 款 3 項 1 目河川管理費 14 節使用料及び賃借料は、千綿川に堆積した土砂が用水路に影響しており、地元施工での浚渫のための重機借上料として 15 万 2000 円を追加しました。

飛びまして 37 ページをお願いします。10 款 1 項 2 目事務局費 8 節報償費は、次年度から放課後学習教室の開設を計画しており、試験的に運用を行うための講師への謝礼費用として 17 万 3000 円を追加しております。

38 ページをお願いします。10 款 2 項 1 目学校管理費 12 節役務費は、学校児童用パソコンに保守管理が必要なため 46 万 1000 円追加しました。なお、次ページの 3 項中学校費にも同様のパソコン保守料を追加しております。

39 ページ、10 款 3 項 1 目学校管理費 8 節報償費と 11 節需用費は、千綿中学校閉校記念誌を作成するため、会議開催のための中学校統廃合作業部会出務謝礼金として 35 万 1000 円を、印刷製本費として 204 万 6000 円を追加いたしました。12 節役務費のうち東彼杵中学校スクールバス臨時運行手数料は、運行計画変更により予算不足が生じる見込みのため 30 万円を追加しております。

40 ページをお願いします。10 款 5 項 2 目教育センター費 11 節需用費は、総合会館の防火シャッター及び研修室のドアに故障が見られ、修繕費用として 75 万円を、3 目教育センター分室費 11 節需用費は、雨漏りによる屋根修理等に 36 万円を追加しております。

41 ページ、10 款 6 項 2 目体育施設費 11 節需用費は、今年度、台風被害等により施設修繕が多く発生し予算不足となったため 30 万円追加しております。

飛びまして 43 ページをお願いします。11 款 1 項 3 目 31 年農地等災害復旧事業費 15 節工事請負費は、8 月 27 日の豪雨災害による田畑等の復旧工事費として 1230 万円追加。

44 ページ、11 款 2 項 2 目 31 年公共土木施設災害復旧事業費 15 節工事請負費は、こちらも豪雨災害による河川等の復旧工事費として 500 万円を追加しました。

戻っていただいて、9 ページをお願いします。2 歳入になります。12 款 1 項 1 目地方交付税は、今回の補正の財源として 2697 万 7000 円追加しております。

10 ページをお願いします。14 款 1 項 3 目災害復旧費分担金は、農地等復旧工事のうち地元負担金 171 万円を収入としております。

11 ページ、16 款 1 項 1 目民生費国庫負担金は、障害者医療費及び障害児通所給付費の 2 分の 1、計 675 万円と、3 目土木費国庫負担金は、平成 31 年公共土木施設災害復旧費の 3 分の 2、333 万 5000 円がそれぞれ交付されることとなっています。

12 ページ、16 款 2 項 2 目民生費国庫補助金は、児童健全育成事業、一時預かり事業及び延長保育事業のそれぞれ 3 分の 1 が子ども子育て支援事業交付金として交付され、71 万 1000 円追加しています。

なお、その下の 188 万 2000 円の減は、県補助分を誤って国庫補助金に計上しておりましたので、

国庫補助を減額し県補助を追加する更正を行っております。

13 ページ、17 款 1 項 1 目民生費県負担金は、障害者医療費及び障害児通所給付費の 4 分の 1、計 337 万 5000 円が県から交付されます。

14 ページをお願いします。17 款 2 項 2 目民生費県補助金 1 節社会福祉費補助金は、乳幼児やひとり親の福祉医療費の 2 分の 1、47 万 8000 円、2 節児童福祉費補助金は、児童健全育成事業、一時預かり事業及び延長保育事業のそれぞれ 3 分の 1、71 万 1000 円、4 目農林水産業費県補助金は、強い農業・担い手づくり総合支援事業の全額、132 万円、8 目災害復旧事業費県補助金は、平成 31 年農地等災害復旧事業費の農地分 50%と施設分 65%、計 660 万円がそれぞれ県補助金として交付されます。

15 ページ、19 款 1 項 3 目ふるさとまちづくり応援寄附金は、寄附見込みから 1 億 2000 万円を追加いたしました。

16 ページをお願いします。20 款 1 項 3 目ふるさと創生事業基金繰入金は、持家奨励補助金と日本一のそのぎ茶プレミアム戦略事業費の財源として、1370 万円を計上しております。

17 ページ、22 款 4 項 5 目雑入は、県茶業協会ブランド化事業を取りやめましたので、財源としておりました収入金 100 万円を減額しております。

18 ページをお願いします。23 款 1 項 6 目災害復旧債は、災害復旧財源として、農地等災害復旧事業費の町負担分の 90%と、公共土木施設災害復旧事業費の町負担分の 100%を借り入れることとして、計 510 万円計上しております。なお、こちらについては元利償還金の 95%が交付税措置の対象となっております。

それでは、戻っていただいて 6 ページをお開けください。第 4 表地方債補正は、災害復旧事業に係る借入額 510 万円を増額しております。限度額、起債の方法等につきましては記載のとおりになります。

戻っていただいて 1 ページから 4 ページの第 1 表と 45 ページ以降の給与費明細書は、ただいま説明した金額の積み上げですので説明を省略いたします。

説明については以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

29 ページの農業振興費について町長に伺います。13 節の委託料、県からの補助金が無くなったから町単でも日本一のそのぎ茶プレミアム戦略事業委託料の追加ということで、どうしてもやりたいという町長の姿勢はわかります。このような 3 年連続のお茶を機に、町を大々的に売り込みたいというような気持ちはわかりますが、どのようなところに委託をして、そしてどのような成果を上げようと思っていられるのか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先日も申し上げましたように、長崎県下でも知名度が低い。そういうことで、この前は長崎新聞にも掲げましたけれど、今度 JR の会社がそういうプレミアム事業を担当していますので、そこに

お願いをして宣伝、コマーシャルを委託をしてしたいと。もう少し知名度を上げたいと。県内でも茶商など、お茶を作る人の意見を聞いても、長崎に出ても、そのぎ茶とお尋ねをしてもなかなか知名度が上がっていないということで、今度コマーシャルをこのお金で打たせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

実は、一瞬でしたが、どこのチャンネルかわかりませんでした。そのぎ茶のコマーシャルが流れました、3 年連続の。ほんの一瞬だったんですよ、何秒か。私たちは東彼杵町の人間ですから、東彼杵町のお茶が出たという意識が残っていると思います。ただ、他の市町村の人たちがどれくらい頭の中に残ったのかなと私は思ったんです。そういった JR の PR も大切かもしれませんが、やはり、せっかくお金を使うなら町長が言う費用対効果、選択と集中。これをもう少し頭を使って、例えばそのぎ茶まつり、まつりを大々的にやって、せっかくそのぎ茶音頭もできたことだし、踊りながら PR する。そういった身になるような広報宣伝の仕方が良いのではないかと思うんです。おそらくこの 140 万円ぐらいでは足りません、そういったまつりにするとしたら。でも、本当に町を売り込みたいという思いであれば、印象度がどれくらいなのかと。自分たちは売り込みたいと思っていますから見てくれるだろうの PR かもしれませんが、やはり、現場に行って美味しいお茶を飲んだ。その時にそのぎ茶饅頭を食べたとなれば、頭の中に残る度合いが全然違うんですよ。ですから、こういったお金の使い方についてももう少し工夫された方が良いのではないかなと思うんです。

それと、昨日の一般質問の中でも答弁をされておりましたが、来年度からまつりや行事に補助金を出すと。まだ決まっていないことの話がされていましたが、あれは、やはりちょっと時期尚早の答弁をされているのではないかと思いながら聞いておりました。私が注意するわけではないのですが、やはり、あれは決まってから来年度からやりますよという話になれば話通るのですが、まだ、複数の議員に来年度からやりますよと。これはやはりよろしくないのではないかなと私は思いました、その時に。別に反対はしません。何も決まっていない状態でああいう答弁をしてもらってはどうかと思ったんです。せっかくの機会ですので、ついでに言わせていただきましたが。

是非、町単でやろうと、その思いを。せっかくなれば成果が残るような形の中でお金を使って欲しいんですよ。やはり、金は天下のまわりものというのではなくて、やはり、我々商売人というのは、その捻出したお金でどれだけの効果を出すかというのを優先してしまうんです。ちょっと無駄使いというのではないんですよ。やはり、そこら辺をもう少し慎重に、そして成果があるお金の使い方をやってくださいよという話をしたくて、町長に、付託をされてしまうので、町長にお話する機会がありませんので、なかなか会えませんので。あまり会ったらやかましく言われますから。町長、せっかくの機会ですのでここで言うておきます。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

ここのプレミアム事業は、今から会社に委託するんです。森議員がおっしゃったようなことも含めて今から委託をするもんですから、そこは会社とお願いをする時に検討していきます。

JRの広告会社を検討しているんです。そこをお願いしてするものですから、そういう意見を慎重にお聞きしたいと思います。

それと、もうひとつ、地域に私がお金を交付したいというのは、私の施政の方針がありまして、これは当然議案を上げた時に議員から意見を伺わなければなりません。当然、来年度に向けてこういうことをしたいと。私は、今度町の、議会の広報には載せませんけれども、こういう気持ちで、地域やコミュニティがどうも廃れていくという、町政懇談会でもほとんど聞くんですよ。地域で自由に使わせてくれというお金が欲しいとおっしゃたものですから、わかりましたと。私は方針として、そういう方針も良いのではないかと思っ、議会でも述べさせております。しかし、当然、森議員がおっしゃたように予算が可決できないとそれはできません。これは議員の皆さんの議決権ですから。私の施政の方針としてしゃべらせていただきましたけれども、誠に申し訳ございませんでした。

○議長（吉永秀俊君）

他に、4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

関連なんですけれど、こういった予算、プレミアム戦略事業は、現在肥育の部門でも県央では7等級、7番以上を長崎和牛プレミアム県央という形で出荷をしているわけですが、そういった、まずこれを町独自ではなくJAともすり合わせをしながら、結局こういうことによってお茶の単価が10円、100円でも高くなれば到底農協にとっても良いわけですので、農協と連携を取りながら、こういった方法でこれをやっていくかということ、そういった協議はされているのかどうか。そこをまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

JAとは、直接ではございませんが、そのぎ茶振興協議会というのがございまして、そこにJAの方も一緒に入っておりますので、そこは協議をしながら進めていきたいと思っております。

例えば、森議員がおっしゃたようにまつりとか、そういう話も当然出てきますし、以前しました道の駅の横の広場を使っての新茶まつりとかなどをやっておりますし、茶市もそうですけれど、そういう話は、JAとは直接ではございませんけれど、そのぎ茶振興協議会とのすり合わせはしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

と言いますのは、やはり、しょっちゅう言われるわけですが、厳しい財政状況の中、JAも総代会などの資料を見ますと利益を上げているわけですが、全体としては、ですから、そういったJAからもこういった戦略に対して、協議会にもいくらかは助成はされていると思っておりますが、その辺をもう少し強く申し入れをしながら、そのぎ茶振興を図っていただければと思います。その点についても再度答弁があればお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

当然、茶業部会長さんとも話を密にしておりますし、今後そういった意見が出た時も JA とも協議を直接しながら、どういう方向でいくか、すり合わせをさせていただきたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

21 ページをお願いします。2 款 1 項 10 目持家奨励補助金追加、これは 12 件新たに。これは U ターン、I ターンの方なのか、町内の方の補助金かわかりませんが、増えてきているということは良いことだと思っております。ただ、ここに持家奨励金制度をホームページから引っ張り出してきました。U・I ターン者は、町内に本拠地を有する業者の方で、業者に頼んでですよ、新築で、住宅 1 戸だったら U・I ターン者は 200 万円の補助です。上記以外の者、すなわち町内の者となると 30 万円ですよ。これは、非常に町内の方から、非常に問題視というか、問題提議、不満が挙がって、大きなうねりが挙がっております。

U・I ターン者を増やして、厚くして移住者を増やすという前町長の狙いは良く理解できます。しかし、町内の方に対する手当があまりに落差が激しい。逆に入ってくるのには施策は良いけれども、逆に、こういう制度をやると中にいる若い人たちが東彼杵町は嫌だねと、近隣の市町に転出をしている。逆効果になっている。こういう点もある。だから、もう少し、今年度はともかくとして、来年度予算、この制度を、是非、町長、もう一回当局で検討していただいて、この持家奨励金制度を。それから町内の皆さんたちの町政懇談会をやっておられますので、声を聞いて、町民の声をもっともっと聞いて、もっと吸い寄せて検討していただきたいと願っているんですけど、町長の考えを。これは町長にしか聞けませんので。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、私も前から聞いておりました、町内に全然違うではないかと。今すぐはできませんけれど、来年度に向けて、あと 3 か月ございますので部内で協議検討をさせていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ないですね、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 78 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 9 議案第 79 号 令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 10 議案第 80 号 令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

○議長（吉永秀俊君）

次に日程第 9、議案第 79 号令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 10、議案第 80 号令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 79 号についてご説明をいたします。

歳出の主なものは、国民健康保険税システム改修業務及び社会保障・税番号制度システム整備委託料に 133 万 4000 円、一般被保険者高額療養費 1451 万円、疾病予防事業に係る嘱託職員の人件費 61 万 1000 円を追加させていただくものでございます。

歳入は、国庫補助金 7 万 9000 円、県支出金保険給付費等交付金 1617 万 1000 円、繰越金 125 万 5000 円の計上をさせていただいております。

次に議案第 80 号でございます。今回の補正予算は、歳出では職員給与改定に伴う人件費増加及び介護保険事業計画策定業務委託費並びに生活支援体制整備事業の人件費追加により、総務費に 100 万円、地域支援事業費に 154 万 2000 円を追加計上させていただいております。

歳入は、総務費の財源として繰入金 100 万円、地域支援事業費の財源として保険料 115 万 4000 円、国庫支出金 19 万 4000 円、県支出金 9 万 7000 円、繰入金 9 万 7000 円をそれぞれ追加計上させていただいております。詳細につきましては、いずれも健康ほけん課長に説明をさせます。慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

それでは議案第 79 号令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、町長に代わりまして説明いたします。

○——△——

——△——△——

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前 11 時 06 分）

再 開（午前 11 時 13 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

それでは議案第 79 号令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、町長に代わりまして説明いたします。

まず、歳入歳出予算の補正ですけれど、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1750 万

5000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12 億 2250 万 5000 円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

予算書の 8 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、133 万 4000 円の増額補正につきましては、13 節委託料、社会保障・税番号制度における情報連携システム整備委託料として 17 万 2000 円と、医療機関等において給付を受ける際、マイナンバーカードによるオンラインで資格が確認できるように国民健康保険等システム改修業務委託料 108 万 3000 円と外国人在留システム資格等の連携項目追加 7 万 9000 円の計 116 万 2000 円の追加であります。

9 ページをお願いします。2 款 1 項 3 目一般被保険者療養費につきましては、4 月から 11 月までの支払実績により不足が見込まれるため、105 万円を増額補正計上しています。

10 ページをお願いします。2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費につきましては、4 月から 11 月までの支払実績により不足が見込まれるため、1451 万円を増額計上しています。

11 ページをお願いします。5 款 1 項 2 目疾病予防費、産休代替職員の管理栄養士 1 名分の給料、職員手当、共済費 61 万 1000 円を計上しています。

戻っていただいて 5 ページをお願いします。歳入 3 款 1 項 2 目制度関係業務事業費補助金 7 万 9000 円の補正追加であります。歳出で説明しました外国人在留システム資格等の連携項目追加分の補正を行うものでございます。

6 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金 1 節 1556 万円の普通交付金追加補正であります。歳出で説明しました一般被保険者療養費、一般被保険者高額療養費を計上。2 節特別交付金 61 万 1000 円は、糖尿病重症化予防費事業の実績として計上するものであります。

7 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目 1 節繰越金 125 万 5000 円の追加補正であります。留保しておりました繰越金を追加補正にするものであります。

戻っていただいて 1 ページ、2 ページの第 1 表及び 3 ページ、4 ページの事項別明細書及び 12 ページの給与費明細書につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を省略させていただきます。以上説明を終わります。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第 80 号令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして町長に代わり説明いたします。

歳入歳出予算補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 254 万 2000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 3966 万 2000 円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

9 ページの歳出をお願いします。1 款 5 項 1 目計画策定委員会費 12 節役務費 10 万円及び 13 節委託料 90 万円につきましては、第 8 期介護保険事業計画事業の核となるニーズ調査郵券代及び計画設定の委託に、調査票の作成及び印刷を委託するため計上しました。

10 ページをお願いします。5 款 2 項 6 目社会保障充実費 3 節職員手当等につきましては、支えあいのある地域づくりの勉強会及び 3 月にフォーラムを開催するため、50 万 4000 円を追加計上しました。

11 ページをお願いします。5 款 3 項 1 目介護予防支援事業費につきましては、職員の給料、職員

手当等、共済費につきまして、人事異動、給与改定により総額 103 万 8000 円を計上するものでございます。

次に、歳入の 5 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料につきましては、歳出で説明しました生活支援体制整備事業の時間外手当の 50 万 4000 円の 23%の 11 万 6000 円及び給与改定等に伴う人件費 103 万 8000 円を合わせて、115 万 4000 円の追加計上しました。

6 ページをお願いします。3 款 2 項 3 目地域支援包括任意事業交付金につきましては、生活支援体制整備事業の時間外手当の 50 万 4000 円の 38.5%分として 19 万 4000 円を追加計上するものです。

7 ページをお願いします。5 款 3 項県補助金 2 目地域支援包括任意事業交付金につきましては、生活支援体制整備事業の時間外手当の 50 万 4000 円の 19.25%分として 9 万 7000 円を追加計上しました。

8 ページをお願いします。7 款 1 項一般会計繰入金 3 目地域支援包括任意事業繰入金につきましては、生活支援体制整備事業の時間外手当の 50 万 4000 円の 19.25%分として 9 万 7000 円、5 目その他一般会計繰入金につきましては、第 8 期介護保険事業の計画事業の核となる郵券代及び委託調査の作成及び印刷の委託費 100 万円を計上しました。

戻っていただいて 1 ページ、2 ページの第 1 表及び 3 ページ、4 ページの事項別明細書は、これまでの説明の積み上げでありますので説明を省略します。

また、末尾の 12 ページの給与費明細書につきましても説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてから質疑をしてください。9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

議案第 79 号です。歳入歳出においても外国人という言葉が出ていましたけれども、もう少しこれについて詳しく説明をいただけますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

現在、国民健康保険税等システム改修業務委託の中に外国人在留資格等の連携項目追加についてが入っていなかったものですから、外国人被保険者の情報を国保情報集約システムに連携するための改修費として計上しております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

議案第 79 号の 10 ページ、1 目一般被保険者高額療養費の中の 19 節なんですけれど、1400 万円程、これは国庫補助であります、受けられている方は大変であられるだろうと思いますが、現在、町内にこういった疾病で何名ぐらいの方がこういった対象でおられるのか。現在、増えた理由もあるでしょうけれどもお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

今回、一般被保険者の高額療養費につきましては、今年国民健康保険の加入者が今のところ亡くなった方が 15 名おられます。その内訳としましては、主に癌です。全部が癌とは言わないですけど、ほとんど癌で高額となっております。また、透析による予防が 11 名おられます。その分で、今回金額が足りなくなっておりますので、今回 1451 万円を計上させていただきました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 79 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案 79 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 79 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 79 号令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております議案第 80 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

○議長（吉永秀俊君）

日程第 11、議案第 81 号町営バス 3 号車購入についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 81 号について、町営バス 3 号車購入についてであります。

町営バス 3 号車購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1、取得の目的 町営バス 3 号車の購入。2、取得予定金額 938 万 3000 円。3、購入先 住所 長崎県長崎市小瀬戸町 809 番地 33、会社名 三菱ふそうトラック・バス株式会社九州ふそう長崎支店長 川久保忠雄。令和元年 12 月 8 日提出。東彼杵町 岡田伊一郎。

提案の理由でございます。町営バス 3 号車を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により本案を提出するものでございます。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

この入札金額はわかりますけれど、現在まで使われていた、例えば、廃棄処分にされるのか、下取りとかいろいろな方法があると思いますが、その辺はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この前のバスが 66 万 3000km の走行距離でございまして、下取りも駄目だと思ひまして、できていません。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 81 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 81 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 81 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 81 号町営バス 3 号車購入については、原案のとおり可決されました。

日程第 12 報告第 16 号 専決処分に関する報告について

(千綿宿地区汚水枝線管渠築造工事 (その 11) 請負契約の変更に伴う請負金額の変更について)

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 12、報告第 16 号専決処分に関する報告について（千綿宿地区汚水枝線管渠築造工事（その 11）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）を議題とします。本件について説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分を行うものでございます。

契約変更の理由が、千綿宿地区汚水枝線管渠築造工事（その 11）契約額の変更でございます。契約変更の方法として、当初は指名競争入札による契約でございましたが、変更は随意契約で行っております。変更前契約金額が 7797 万 6000 円、変更後契約金額が 8204 万 4600 円。契約の相手方が、住所 佐世保市光町 109、会社名 株式会社堀内組代表取締役 山下功三となっております。よろしくお願いいたします。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

報告第 16 号専決処分に関する報告について説明を加えます。この契約につきましては、千綿宿と八反田の出口になります国道 34 号の八反田交差点のところで現在施工をしております公共下水道事業の一環工事となります。資料の方で説明を最初にさせていただきますので、資料の 1 枚目の平面縦断図をご覧くださいと思います。

平面縦断図の中で赤で示している部分が当該工事対象の区間でございます。その中でも、左側の小口径推進工法の区間においてが今回の契約変更の対象区間となります。当初想定しておりました土質につきましては、ボーリングによりまして土質調査を行っておりますけれども、この想定していた土質が、具体的に申しますと推進をする部分に出現する石の大きさが想定よりも大きかったということになります。これが、立坑、縦穴です、推進機械を入れる縦穴を掘削している時に想定よりも大きな石が出現したということで、土質の変更が必要ということが判明いたしました。このため、当初設計で予定しておりました推進工法では対応できませんので、工法変更ということになります。赤の修正でさや管の口径を 500 φ から 400 φ に変更しております。サイズの縮小になります。

そして、資料の2枚目をご覧いただきたいと思います。資料の2枚目に立坑の坑口部分に施工いたします薬液注入の範囲を示しておりますが、赤の部分で、数字を変更しておりますけれども、範囲が約10cm程度縮小いたします。

3枚目、4枚目の資料についても、同様に薬注範囲の縮小となりますので、同じような変更内容となっております。小さな口径で施工し、薬注範囲も縮小いたしますので減額になりそうなんですけれど、これについては礫径が大きくなるということで、悪条件に対応できるより高性能の推進機械を持ち込むこととなりますので、実質的には推進工法に費用が掛かり、工事費用の増額となります。

変更額が、当初の金額の7797万6000円に対し8204万4600円に変更し、406万8600円の増額となります。工法につきましては、当初の工法がSHミニ工法ということで、変更の工法がロックマンエースという工法に変更いたします。説明は以上です。

○議長（吉永秀俊君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第16号を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会（午前11時35分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 後城 一雄

署名議員 浦 富男